

令和2年2月砺波地方介護保険組合議会定例会会議録

- 1 開会の日時 令和2年2月12日 午後3時30分 開会
- 2 閉会の日時 令和2年2月12日 午後4時26分 閉会
- 3 開議及び閉議の日時 令和2年2月12日 午後3時34分 開議
令和2年2月12日 午後4時24分 閉議

4 出席議員の氏名

1番	中段	晴伸	2番	石川	弘
3番	加藤	幸雄	4番	雨池	弘之
5番	川辺	一彦	6番	吉田	康弘
7番	水口	秀治	8番	長井	久美子
9番	中田	正樹	10番	大楠	匡子
11番	嶋田	幸恵	12番	嶋村	信之

以上12名

5 欠席議員の氏名

なし

6 説明のため議場に出席した者の職・氏名

理事長	夏野	修	副理事長	桜井	森夫
理事	田中	幹夫			
代表監査委員	川原	国昭	会計管理者	南	佳子
事務局長	東川	雅弘	業務課長	居島	ゆかり
兼総務課長					
楽寿荘施設長	吉澤	昇			

7 職務のため議場に出席した事務局等職員

総務課主幹	大沼	誠一	業務課主幹	高野	裕彰
総務課主査	平田	裕司			

8 議事日程

- 第1 議席の指定について
- 第2 議長選挙について
- 第3 会議録署名議員の指名について
- 第4 会期の決定について
- 第5 施政方針、並びに議案第1号から議案第9号 令和2年度砺波地方介護保険組合一般会計予算外8件及び報告第1号専決処分の承認を求めることについてまで

- (提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 第6 閉会中の継続審査について

9 本日の会議に付した事件

- 第1 議席の指定について
追加日程 副議長の辞職許可について
- 第2 議長選挙について
追加日程 副議長の選挙について
- 第3 会議録署名議員の指名について
- 第4 会期の決定について
- 第5 施政方針、並びに議案第1号から議案第9号 令和2年度砺波地方
介護保険組合一般会計予算外8件及び報告第1号専決処分の承認を求
めることについてまで
(提案理由説明・質疑・討論・採決)
追加日程 議案第10号 砺波地方介護保険組合監査委員の選任について
(提案理由説明・採決)
- 第6 閉会中の継続審査について

10 会議の要旨

【午後3時30分 開会】

○ 副議長（川辺 一彦 君）

本日、砺波地方介護保険組合2月定例会を開催いたしましたところ、議員各位には何かとご多用のところご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

議長空席のため、私、副議長が、議長を務めさせていただきます。

次に議会運営委員の選任について、ご報告いたします。

議会運営委員会条例第3条の規定により、欠員の議会運営委員に 石川 弘 君を指名いたしております。

なお、議会運営委員会委員長に 長井 久美子 君、副委員長に 嶋田 幸恵 君が選出されております。

これより議会運営委員会より、報告があります。

議会運営委員会 委員長 長井 久美子 君

【長井 久美子 議会運営委員会委員長 登壇】

○ 議会運営委員会委員長（長井 久美子 君）

本定例会の議事運営を協議するため、去る1月24日に、砺波市高齢者能力活用センターにおきまして議会運営委員会を開催し、本日の議事日程等について協議いたしました。

日程につきましては、お手元に配布のとおりでございますが、簡単に協議の結果についてご報告申し上げます。

本定例会は、このあと本会議を開催し、議席の指定を行います。

次いで、議長が空席となっておりますので、議長選挙を行います。

次に、会議録署名議員の指名を議長において行います。

次に、本定例会の会期は、本日1日と決定いたします。

次に、理事長から施政方針並びに議案第1号から議案第9号まで、議案9件、及び報告1件についての提案理由説明があります。

その後、提出議案の説明を行います。

一般質問ならびに上程議案に対する質疑を行い、質疑終了後、(討論、)採決を行います。

次に、監査委員の選任同意についての議案が追加提案され、直ちに、採決を行います。

最後に、閉会中の継続審査について、を協議いたします。

以上で、本日の全日程を終了し、閉会とすることになっております。

これをもちまして、議会運営委員会の報告といたします。

【長井 久美子 議会運営委員会委員長 降壇】

○ 副議長（川辺 一彦 君）

ただ今の報告の件につきまして、質疑はございませんか。

（「質疑なし」と発言する者あり）

質疑が無いようですので、報告の件について終了いたします。

【午後3時34分 開議】

○ 副議長（川辺 一彦 君）

ただ今の出席議員は、12名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和2年2月砺波地方介護保険組合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定に基づき、夏野理事長のほか関係の皆様のお出席を求めています。

本日の日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第1項の規定により実施した例月出納検査の報告を受けております。

なお、その報告書写しをお手元に配布しておりますので、ご確認をお願いします。

次に閉会中の議員の異動について申し上げます。

議会閉会中に、南砺市の山田勉君、中島洋三君、山本勝徳君から議員を辞職したい旨の願い出があり、これを許可いたしましたので報告いたします。

また、新たに水口秀治君、石川弘君、中段晴伸君が、南砺市議会において砺波地方介護保険組合議会議員として選挙されていますことを報告いたします。

これで、諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元にお配りしてありますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、本日の日程に入ります。

日程第1 議席の指定についてを行います。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指定いたします。

議席は、お手元に配布いたしてあります議員名簿の議席番号のとおり指定いたします。

議席札を改め願います。

暫時休憩いたします。

[午後3時37分 休憩]

【川辺 一彦 副議長 退場】

○ 議会事務局長（大沼 誠一 君）

ただいま、川辺副議長から辞職願いが提出されました。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長を務めることになっております。

本日の出席議員中、嶋村 信之 議員さんが年長議員でありますので、臨時議長の職務を行っていただくことになります。嶋村議員さん、議長席に着席願います。

[午後3時39分 再開]

○ 臨時議長（嶋村 信之 君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま紹介されました嶋村であります。

それでは、地方自治法第107条の規定により、議長が選挙されるまでの間、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

ただいま、副議長 川辺 一彦 君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し議題といたします。まず、辞職願を朗読させます。

○ 議会事務局長（大沼 誠一 君）

辞職願い 私は、このたび一身上の都合により、副議長の職を辞職したいので許可くださるようお願いいたします。令和2年2月12日 砺波地方介護保険組合議会 副議長 川辺一彦 以上です。

○ 臨時議長（嶋村 信之 君）

お諮りいたします。

川辺 一彦 副議長の辞職を許可することについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって、川辺 一彦 副議長の辞職を許可することに決しました。

【川辺 一彦 議員 入場】

日程第2 議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、臨時議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって臨時議長において指名することに決定いたしました。

砺波地方介護保険組合議会議長に 川辺 一彦 君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、臨時議長において指名いたしました 川辺 一彦 君を砺波地方介護保険組合議会議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 川辺 一彦 君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました 川辺 一彦 君が議長におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました 川辺 一彦 君からご挨拶がございます。

【川辺 一彦 議長 登壇】

○ 議長（川辺 一彦 君）

一言ご挨拶を述べさせていただきます。

ただいまは、議員各位から温かいご推挙を賜り、砺波地方介護保険組合議会の議長の大任を賜りましたこと、誠にありがたく感謝を申し上げます。

もとより、浅学非才の身ではございますが、議会の円滑な運営そして介護保険事業のさらなる進展にむけて、微力ではありますが、誠心誠意努力したいと思っております。

何とぞ、議員各位におかれましては、あたたかいご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願い申し上げます。簡単ではございますが就任のご挨拶とさせていただきます。

【川辺 一彦 議長 降壇】

○ 臨時議長（嶋村 信之 君）

これを持ちまして、私の職務は終わりました。
議長席を交代いたします。

**【嶋村 信之 臨時議長 議長席退席、自席に着席、
川辺 一彦 議長 議長席に着席】**

○ 議長（川辺 一彦 君）

議事を進めます。

ただいま、副議長が欠員であります。お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって、この際、副議長の選挙を日程に追加し、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

副議長に 吉田 康弘 君を指名いたします。

ただいま、議長において指名いたしました 吉田 康弘 君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました 吉田 康弘 君が副議長に当選されました。

吉田 康弘 君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました 吉田 康弘 君からご挨拶がございます。

【吉田 康弘 副議長 登壇】

○ 副議長（吉田 康弘 君）

一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま、議員のみなさまに、砺波地方介護保険組合議会の副議長としてご推挙をいただきまして、誠に光栄であります。心より感謝申し上げます。

もとより、その任ではありませんけれども、議会の運営のため、全力を尽くす所存でございます。

何とぞ、議員各位のご支援を賜りますよう、お願い申し上げ、簡単ではございますが就任のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【吉田 康弘 副議長 降壇】

○ 議長（川辺 一彦 君）

次に日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第98条の規定により、議長において指名いたします。

3番 加藤 幸雄 君

4番 雨池 弘之 君

以上2名を指名いたします。

次に、日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本2月定例会の会期は、本日1日といたします。

これにご異議ございませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

暫時休憩いたします。

[午後3時49分 休憩]

休憩前に引き続き会議を開きます。 [午後3時51分 再開]

次に、日程第5 施政方針並びに議案第1号から議案第9号まで、令和2年度砺波地方介護保険組合一般会計予算ほか8件及び報告第1号専決処分の承認を求めることについて、を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

理事長 夏野 修 君

【夏野理事長 登壇のうえ説明】

○ 理事長（夏野 修 君）

本日ここに、令和2年2月 砺波地方介護保険組合議会 定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席をいただき厚く感謝申し上げます。

ただいまは、円満理に議長をはじめ議会役員がそれぞれ選任されました。心からお祝い申し上げますとともに、今後とも円滑な議会運営を通じて、介護保険制度の安定運営と当組合の発展にご尽力をいただきますようお願い申し上げます。

令和2年度は、「第7期介護保険事業計画」の最終年にあたり、「高齢者が住み慣れた地域で、その一員として尊重され、生きがいを持って暮らし続けられるまちづくり」という基本テーマに基づき、引き続き「地域包括ケア体制の強化」、「効果的かつ効率的な在宅介護・施設サービスが提供できる体制の構築」及び「高齢者の自立支援や介護予防、要介護状態の重度化防止」を図るとともに、介護給付の適正化を講じながら、持続可能な介護保

険事業の運営に努めてまいります。

また、昨年10月に実施されました消費税率の引上げにあわせて、低所得者層の第1号被保険者保険料のさらなる軽減強化を行うことによって、経済的弱者に一層配慮した制度運営に努めてまいりますので、議員各位を始め、住民の皆さんのご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

これより、本日提出いたしました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号 令和2年度一般会計予算につきましては、人件費及び電算関係の機器保守委託料、賃借料等について、構成市分担金及び前年度繰越金等で措置するものであり、歳入歳出総額1億4,700万円を計上するものであります。

次に、議案第2号 令和2年度介護保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出総額155億3,900万円を計上するものであります。

歳入につきましては、昨年10月に実施されました消費税率の引上げにあわせて、低所得者の第1号被保険者保険料のさらなる軽減強化を行うため、保険料収入の減額を見込んでおります。歳出につきましては、総務費では、介護認定審査会にかかる認定経費等を計上し、保険給付費では、消費税率引上げや介護職員の処遇改善に伴う介護報酬の改定を反映させ、また、介護医療院への転換による施設介護サービス費の増加分を盛り込むなど、精査のうえ計上するものであります。

次に、議案第3号 令和2年度養護老人ホーム楽寿荘事業特別会計予算につきましては、養護老人ホーム運営費として事務費、生活費等を負担金等で措置するものであり、歳入歳出総額1億3,700万円を計上するものであります。

次に、議案第4号 令和元年度一般会計補正予算（第2号）につきましては、4月当初から必要となる令和2年度の電算機器等保守委託業務について債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第5号 令和元年度介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、国の補助金及び交付金の内示に基づき追加補正するもので、保険者機能強化推進交付金を地域支援事業の財源に充当することにより、当該金額の第1号被保険者保険料を次年度以降の財源として介護給付費準備基金に積み立てるものであります。

次に、議案第6号 令和2年度分担金に関する構成市の分賦の額及び納付期日につきましては、各事業に要する経費の分賦基準及び納期を定めるものであります。

次に、議案第7号及び議案第8号につきましては、国の法令改正に伴い創設される会計年度任用職員に関係する必要な事項を定めるため、条例の制定及び関係条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第9号につきましては、消費税率の引上げにあわせて、低所得者の第1号被保険者保険料の軽減強化を行うため、当組合介護保険条例の一部改正を行うものであります。

次に、報告第1号 専決処分の承認を求めることのうち、専決処分第1号につきましては、職員給与費等の追加予算補正したものであります。また、専決処分第2号につきましては、国の人事院勧告等による給料表及び諸手当の改正を受け、構成市に準じ、当組合職員の給与に関する条例の一部改正をしたものであり、それぞれ専決処分をしたものにつきまして、承認を求めるものであります。

以上をもちまして、基本方針及び本日提出いたしました諸議案の説明といたします。
何とぞ、ご審議いただき、可決、承認をいただきますようお願い申し上げます。

【夏野理事長 降壇】

○ 議長（川辺 一彦 君）

これより一般質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告により、発言を許します。

10番 大楠 匡子 君

【大楠 匡子 議員 登壇】

○ 議員（大楠 匡子 君）

議長のお許しを得ましたので、通告に従い質問と提案をさせていただきます。

第7期砺波地方介護保険事業も約2年が経過し、地域包括ケアシステムの強化が図られています。高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を目指し、各種必要なサービスが提供されるよう事業が進められてきましたが、計画されている施設整備については、介護福祉士の確保の問題などがあり、なかなか順調に進んでいない現状のようです。

今年度の実績に基づいた令和2年度の認定率は昨年より0.2%の増が見込まれる中、昨年10月の消費税引き上げによる影響も加味した令和2年度介護保険事業特別会計予算が計上されています。低所得者に対する保険料軽減措置が強化されるなど、総額で、前年比4億4300万円増の155億3900万円の予算となっています。今回はこの予算を中心に3点質問したいと思います。

まず1つ目として、介護福祉士の確保と処遇改善についてお伺いします。

介護保険サービスを担っていただいている介護福祉士の仕事はきつい、汚い、安いと言われ、確保に苦慮する現状が続いています。そんな中、国も介護保険事業における介護人材の必要性に鑑み、介護職員の処遇改善加算を設ける等、介護人材の確保対策に取り組んでこられましたが、なかなか成果が見られない状況が続いています。

昨年の10月からは、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について、月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費を投じられています。今定例会に提出されている予算案の歳入・歳出もこの介護福祉士の処遇改善を前提と

して立てられているようですが、まず、2019年度分における処遇改善がどのように行われたのか、当組合として状況把握は行われているのかお聞かせいただきたいと思います。併せて、これまで何回か行われてきた介護福祉士の処遇改善策が事業所においてどのように実施されてきたのか組合としての把握状況をお聞かせください。

さて、当組合内にある介護施設においても、介護福祉士の確保が難しいため、その定員を削減したり、施設の運営を止めたりする状況があるように聞いています。介護福祉士の確保が難しいため、ショートステイのサービスが十分に整備されていない現状もある中、当組合として、介護福祉士の確保・離職防止策として、状況把握に基づいた施設への指導も必要となっていると考えます。介護保険組合としての対応策についてお聞かせください。

2つ目として、地域密着型介護・予防サービスの運営サポート体制についてお伺いします。

地域密着型介護・予防サービスの小規模多機能型居宅介護施設は、管内では砺波市に5箇所、定員133人、小矢部市に4箇所、定員116人、南砺市に3箇所、定員83人の合計332人の整備がされています。同じ施設で、デイサービスもショートステイも訪問サービスも受けることが出来るということで、利用者の評判は良いようですが、運営上における課題もあるように聞いています。例えば、小規模多機能は利用者負担の上限額が決まっているので、サービスをたくさん利用されると施設の運営が厳しくなることや、ショートステイで問題が起きるとその利用回数を制限され、場合によっては、小規模多機能施設を代えなくてはいけなくなることなどです。当組合として、このような施設に対する運営サポートは必要であると考えます。介護サービスが利用者にとって利用しやすいサービスとなるよう、施設側の受け入れ体制の整備について当組合としてこれまで以上の指導を実施していただくことも含め、運営サポート体制についてお考えをお聞かせ下さい。

3つ目として、保険者機能強化推進交付金の活用についてお伺いします。

昨年創設された保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援・重度化防止等に関する様々な取り組みの達成状況に関する評価指標を設定し、国が交付するものですが、昨年は、自立支援・重度化防止等の施策において、当組合の構成3市ともに県平均を上回っており、着実に取り組まれているとの事でした。令和元年度においては、介護給付の適正化のためのケアプラン点検の強化などに取り組まれたということですが、今年度の評価指標の見込みについてまずお聞かせいただきたいと思います。

この保険者機能強化推進交付金ですが、令和2年度において、1235万円を構成3市における介護予防事業に活用することを計画されています。介護予防事業に活用されることは大変有効であると考えますが、それぞれの市で計画されている介護予防事業の概要についてお聞かせ下さい。

以上で私の質問を終わります。

【大楠 匡子議員 降壇】

- 議長（川辺 一彦 君）
答弁を求めます。
理事長 夏野 修 君

【夏野理事長 登壇 答弁】

- 理事長（夏野 修 君）

私からは、大楠議員のご質問のうち、項目3の1番目「保険者機能強化推進交付金の令和元年度における評価指標の見込みについて」のご質問にお答えします。

保険者機能強化推進交付金につきましては、高齢者の自立支援、介護予防、重度化防止等に必要な取組を支援することを目的とした交付金であります。平成30年度の評価結果を受けて、更に高い評価点数が得られるよう事業を進めてまいりました。

令和元年度におきましては、介護保険事業計画、自立支援・重度化防止及び介護保険運営の安定化に関する65項目の評価指標について、市町村単位で評価が行われ、8月に評価結果が公表されております。当組合の構成3市においては、7割前後の得点となっております。特に自立支援、重度化防止等に資する施策において、昨年評価が低かった項目については、構成市に改善を働きかけ、構成3市ともに県平均を上回った項目もありますが、要介護状態の維持・改善の状況の項目について、一定期間における、要介護認定者の変化率の状況が、前回より重度化する傾向であったため、思ったほど評価点が伸びない結果となりました。

また、今年度は、当組合の取組として、県からケアプランアドバイザーの派遣を受け、介護給付の適正化を図るため、ケアプラン点検の強化を重点的に進めております。

さらに、令和2年度においては、介護度の重度化防止に向け、国の示している認知症予

防のための介護予防事業の参加率の向上等を目指し、構成3市とともに取り組んでまいります。

これからも、全国の先進的な事例や、他市の効果的な取組などを参考に、地域の実情に応じた取組を推進し、構成3市との連携を強化し、相乗効果が上がるよう努めてまいります。

私からは、以上でございます。

その他のご質問につきましては、事務局長の方から、お答えさせていただきます。

【夏野理事長 降壇】

- 議長（川辺 一彦 君）
- 事務局長 東川雅弘 君

【東川事務局長 登壇 答弁】

- 事務局長（東川 雅弘 君）

私からは、まず、項目1の1番目「介護福祉士の処遇改善」について、お答えします。

介護職員の処遇改善については、これまで数次にわたる取組がされてきましたが、2017年12月8日に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」において、介護人材確保を一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護サービス事業所における勤続年数10年以上の介護福祉士について月額8万円相当の処遇改善を行うことを算定根拠に、公費1000億円を投じ、処遇改善を行うとされ、2019年10月の介護報酬改定において、これまでの処遇改善加算に加えて、介護職員等特定処遇改善加算が創設されたものであります。

この特定加算を取得しようとする介護サービス事業者は、経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善に要する費用の見込額が月額平均8万円以上、又は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上であることなどの所要の算定要件に応じて、「介護職員等特定処遇改善計画書」に記載して、介護サービス事業所の指定権者へ毎年度、届け出ることとなっており、当組合管内においても、2019年10月からの実施に向けて、42の事業者から73件の届け出があったところであります。

2019年度分の処遇改善状況は、本年7月末までにそれぞれの事業者から実績報告がされます。この中で、特定加算の算定額に相当する賃金改善が行われていない場合などは、指定権者である当組合は、不正受給として特定加算分を返還させる、又は、特定加算を取

り消すことができるものであります。

また、2018年度の当組合管内事業者の処遇改善加算の実績報告については、72の事業者から128件、提出されております。いずれの事業者においても、加算総額以上の賃金改善が図られたことを確認しており、これまでの処遇改善加算が一定の役割を果たしているものと承知しております。

次に、項目1の2番目「介護保険組合としての対応策」について、お答えいたします。

介護サービス事業所の指定権者である当組合としては、介護職員の確保・離職防止に有効な処遇改善加算の取得促進のため、介護サービス事業者における処遇改善加算の新規取得や、より上位の区分の取得、特定加算の取得に向けて、介護サービス事業者からの相談時や定期的な実地指導時において、制度の周知や助言に努め、介護職員の確保が図られ、管内の介護サービス資源が維持・拡充されるよう、構成各市と連携して注視してまいります。

次に、項目2「地域密着型介護・予防サービスの運営サポート体制について」のご質問にお答えします。

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者が可能な限り在宅生活を継続できるよう支援し、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、心身の状況・希望・環境をふまえて、訪問サービス、デイサービス、及びショートステイを柔軟に組み合わせてサービス提供を行うものであります。

当組合管内では平成31年3月から令和元年11月の9か月の利用で、月平均利用者が251人、保険給付費が4,152万円、一人当たり16万5千円の利用となっております。

事業所はケアマネージャーが作成するケアプランに基づきサービスの提供を行いますが、介護度の制限がなく、要支援・要介護の利用者がサービスを受けられるため、多岐にわたった状態の利用者が混在しており、利用者の状態に応じたサービス提供に配慮されております。

当組合では事業所の指定・指導監督事務を行っており、実地指導において、指導マニュアル等を活用し、適切な人員基準・設備基準で、かつ、利用者の状態にあった適切なケアプランによってサービスの提供がされているか、また、適正な給付請求がなされているかを確認し、必要な指導を行っております。

また、高齢者虐待防止や身体拘束禁止等に向けた取組について、援助的指導も行っております。

今後とも、利用者の自立支援と重度化防止に向けて、事業所において適正な運営がされるよう、事業所に対する指導・助言に努めてまいります。

次に、項目3の2番目「令和2年度における介護予防事業の概要について」のご質問に、お答えします。

令和2年度においても、地域支援事業の介護予防・日常生活支援サービス事業費の上限額では、一般介護予防事業が十分に実施できない状況でありますので、保険料を財源とする保健福祉事業にこの交付金分の保険料を活用することとしております。

令和2年度においては、介護給付費準備基金に積み立てた財源を充当し、介護者支援事業や介護予防事業としての保健福祉事業として、構成市の要望を取りまとめ、令和2年度当初予算に1,235万4千円を計上しております。

各市の事業内容については、砺波市では、いきいき百歳体操ライト（いっぷく体操教室）事業に166万3千円、小矢部市では、高齢者生きがい健康づくり事業に95万6千円、運動機能向上事業に51万5千円、南砺市では、地域リハビリテーション活動支援事業に272万9千円、フレイル予防事業に183万7千円、地域住民グループ支援事業（要介護高齢者にならないためのサロン）に465万4千円の事業を行うこととしております。

事業の実施後において、通いの場への参加率の向上、高齢者全体の健康寿命の延伸の状況、また、幸福感の変化等の事業評価を行うこととなりますので、一層の介護予防事業の推進に努めてまいります。

また、次年度以降の事業の取組におきましても、国の動向を踏まえ、各構成市と協議を重ね、更なる介護予防・健康づくりの取組を強化し、高齢者の自立支援・介護予防・重度化防止に取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

【東川事務局長 降壇】

○ 議長（川辺 一彦 君）

以上で、一般質問並びに質疑は終了いたしました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので討論を終わります。

これより議案第1号から議案第9号及び報告第1号までを一括して採決いたします。
お諮りいたします。

議案第1号から議案第9号及び報告第1号以上の案件を、原案のとおり可決・承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって議案第1号から議案第9号及び報告第1号については、原案のとおり可決・承認されました。

【水口 秀治 議員 退場】

○ 議長（川辺 一彦 君）

本日、議案第10号 砺波地方介護保険組合 監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りいたします。

これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と発言する者あり）

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

追加日程、砺波地方介護保険組合監査委員の選任について を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。理事長 夏野修 君

【夏野理事長 登壇】

○ 理事長（夏野 修 君）

ただいま、追加提案いたしました、議案第10号「砺波地方介護保険組合監査委員の選任について」、ご説明申し上げます。

議員のうちから選任されておりました吉田康弘氏から、辞職願が提出されましたので、これを承認し、後任の砺波地方介護保険組合監査委員に水口秀治氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

何卒、審議いただきまして、ご同意をいただきますよう、お願い申し上げます。

【夏野理事長 降壇】

○ 議長（川辺 一彦 君）

お諮りいたします。

本議案については、事情充分にご承知のことと存じますので、直ちに採決いたしたいと

思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本議案は、直ちに採決することに決しました。

これより、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号「砺波地方介護保険組合 監査委員の選任について」原案のとおり同意することに賛成する諸君の起立を求めます。

(起立全員)

全員起立であります。よって、議案第10号「砺波地方介護保険組合 監査委員の選任について」は、原案のとおり同意することに決しました。

【水口 秀治 議員 入場】

日程第6 閉会中の継続審査について を議題といたします。

議会運営委員会から、会議規則第59条の規定により、お手元にお配りしてあるとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の 継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました諸案件の審議はすべて議了いたしました。

【午後4時24分 閉議】

ここで、田中理事からご挨拶がございます。

【田中理事 登壇】

○ 理事(田中 幹夫 君)

2月議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

まず、本日提出いたしました令和2年度予算を初め、諸案件につきまして、それぞれ可決、承認をいただき、誠にありがとうございました。

新年度は、第8期介護保険事業計画の策定年度となります。

策定にあたりましては、要介護者のみならず、家庭で介護をされておられる方々が安心、安全に介護サービスを受けられるように、ニーズ調査を行い、今、何を必要とされているのか的確に把握し、高齢者が住み慣れた地域で、その一員として尊重され、生きがいを持って暮らし続けられるまちづくりを継続していけるよう、介護保険サービス体制の連携強化を図りながら、皆さんとともに作り上げる計画にしたいものと思っております。

また、高齢者がいつまでも元気に暮らし続けられるよう、一層の介護予防に力点を置く必要があると存じます。

更なる高齢化社会に備え、構成3市が一層連携を密にしながら、地域全体で高齢者を支える体制づくりをしていくことが大切だと思っております。

終わりになりますが、新しく川辺議長さん、吉田副議長さんが就任されました。

今後とも円満な議会運営にご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、議員各位が健康にご留意され、益々ご活躍されますようお願い申し上げます、閉会にあたりましてのご挨拶といたします。ありがとうございました。

【田中理事 降壇】

○ 議長（川辺 一彦 君）

これをもちまして、令和2年2月砺波地方介護保険組合議会定例会を閉会いたします。

【午後4時26分 閉会】

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年2月12日

議 長 川 辺 一 彦

臨時議長 嶋 村 信 之

署名議員 雨 池 弘 之

署名議員 加 藤 幸 雄